

第3期魚津市教育振興基本計画の策定について

資料①

1 趣 旨	教育基本法第17条第2項*の規定に基づき、本市がめざす教育の姿（目標）や施策の基本的方向などを明確に示し、それらを確実に実現するために今後5年間に必要な教育施策や取組みに関する計画を定めるもの
2 対象期間	令和8年度～令和12年度（必要に応じて見直し）
3 策定主体	魚津市 魚津市教育委員会
4 位置づけ	① 本市の最上位の計画である「魚津市総合計画」の教育に関する分野別計画 ② 教育基本法第17条第2項*の規定に基づく、市教育の振興のための施策に関する基本的な計画（国の第4期教育振興基本計画及び県第3期教育振興基本計画を参酌）

* 教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

5 計画で 取り扱う 「教育」の 範囲	■ 幼児期から義務教育終了時までの教育（幼児教育、学校教育、社会教育、教育環境（施設整備を含む。）） ■ 生涯学習活動、芸術・文化活動・スポーツ活動
6 検討の 進め方	① 魚津市教育振興基本計画策定委員会委員会 構成（10名） 学識経験者、学校関係者、児童福祉関係者、社会教育関係者（地域・スポーツ・文化）、公募 ② 魚津市教育振興基本計画策定庁内会議 構成（6名+α） 教育長、教育委員会事務局長、教育委員会参事、教育総務課長、生涯学習・スポーツ課長、こども課長、関係部局の課長等に指名された者 ③ 市民等の意見反映（パブリックコメント 令和8年1月頃） 広く市民、関係団体の意見を計画に反映させるため、計画（素案）について、パブリックコメントを実施する。

検討体制イメージ

計画の骨子案・施策案等

教育振興基本計画策定委員会

提案

意見

庁内会議

諮問

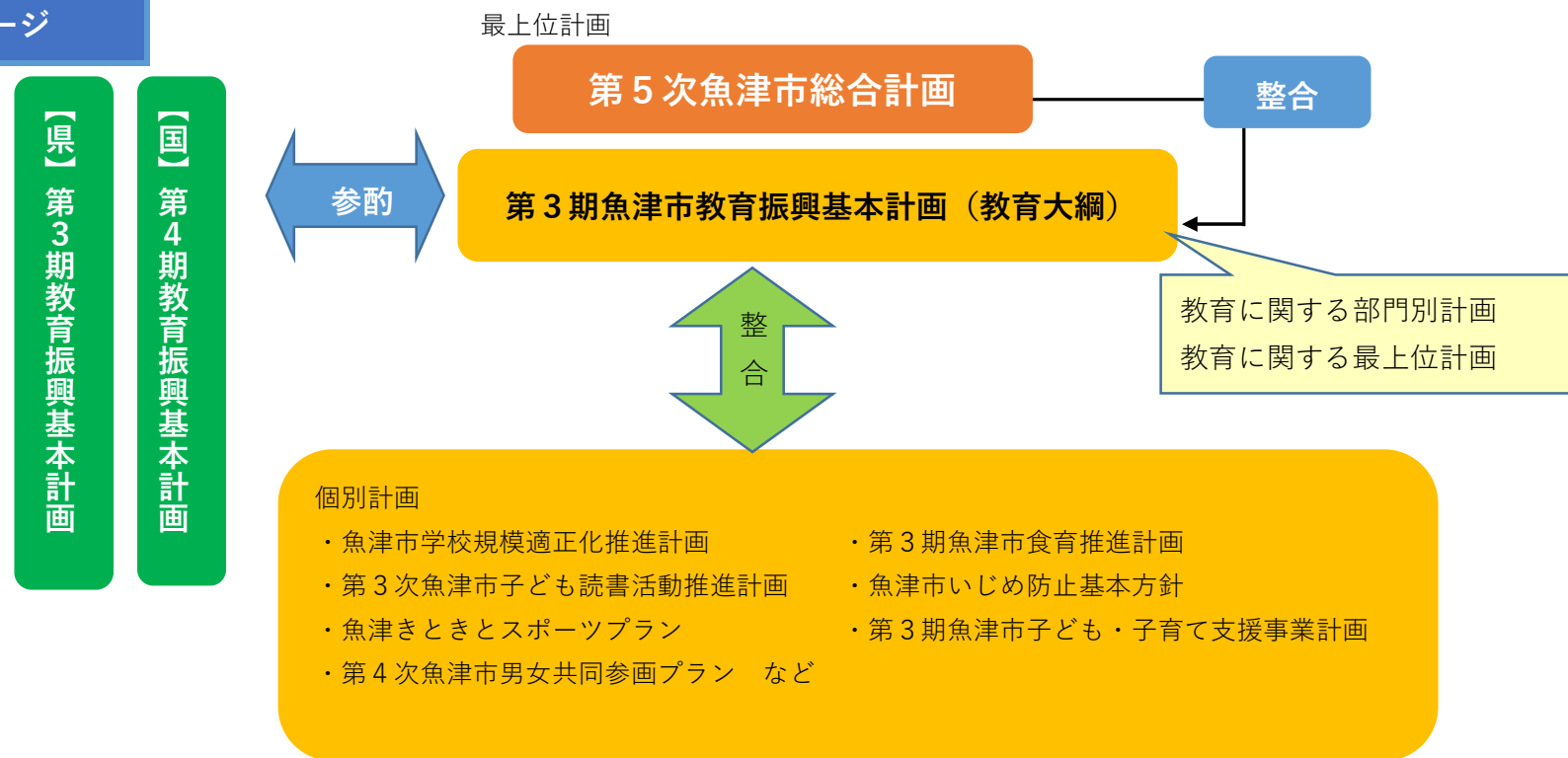
答申

協議・検討結果として策定検討委員会から答申された計画（案）は、教育委員会での議決を経て決定

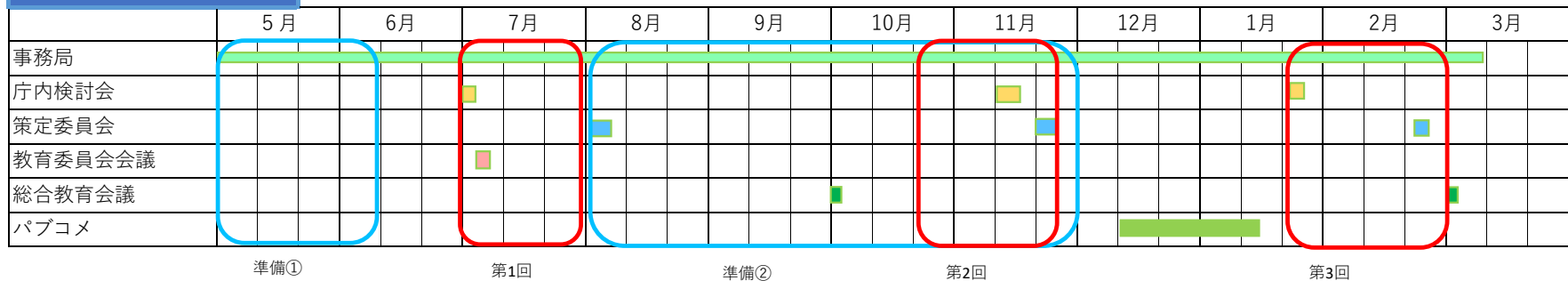
問題・課題の提起、教育の目指すべき方向性や重点施策等について調査、研究、企画立案

魚津市教育委員会

7 計画のイメージ



8 策定スケジュール



準備①	魚津市教育振興基本計画策定委員会委員選定
	魚津市教育振興基本計画策定庁内会議設置要綱制定
7月3日	第1回魚津市教育振興基本計画策定庁内会議
7月7日	魚津市教育委員会会議
8月4日	第1回魚津市教育振興基本計画策定委員会

教育委員会から教育振興基本計画策定委員会へ諮問

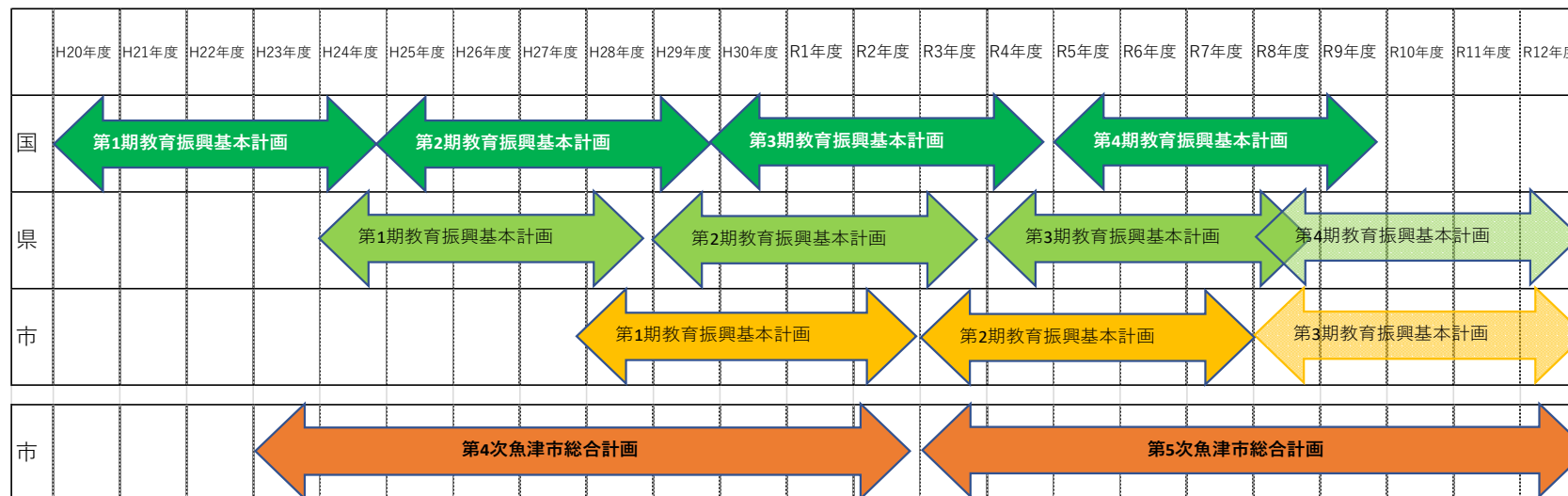
今後の予定

～3月末まで	事務局資料調整等
準備②	魚津市教育振興基本計画策定庁内会議（作業）
	8月以降必要に応じて随時
10月1日	総合教育会議
11月中旬	第2回魚津市教育振興基本計画策定庁内会議
11月下旬	第2回魚津市教育振興基本計画策定委員会
12月中旬～1月中旬	パブリックコメント
11月下旬	第2回魚津市教育振興基本計画策定委員会
1月下旬	第3回魚津市教育振興基本計画策定庁内会議
2月下旬	第3回魚津市教育振興基本計画策定委員会
2月25日	総合教育会議

教育振興基本計画策定委員会から教育委員会へ答申

教育振興基本計画策定を教育大綱として位置付け

(参考) 他の計画の策定状況



R5年度 (第4期)	国	基本的方針	持続可能な社会の創り手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上	
		教育の目指すべき方向性	① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話	
R4年度 (第3期)	県	基本理念	ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成 — 真の人間力を育む教育の推進 —	
		教育の目指すべき方向性	(1) 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援 (2) 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進 (3) 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進 (4) 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の充実 (5) 生涯を通じた学びの推進 (6) ふるさとを学び楽しむ環境づくり (7) 次世代を担う子どもの文化活動の推進 (8) スポーツに親しむ環境づくりの推進 (9) 教育を通じた「ふるさと富山」の創生	
	市		第2期計画をもとに国や県の計画を参酌した新たな考え方を採り入れるとともに、社会の現状や時代の変化等を踏まえた見直しを行います。施策の進捗管理目標となる指標の再設定を行います。	

(参考) 第2期 魚津市教育振興基本計画の概要

策定の趣旨

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の教育に関する各種施策の具現化に向けた計画であり、本市の最上位計画である第5次魚津市総合計画の教育分野における部門別計画です。

基本理念

人を思いやり、ともに学び合い、新しい時代を切り拓く人づくり
～ふるさと魚津から世界に飛躍する人材の育成～

現状に合わせて
修正

基本目標

- (1) 社会情勢に応じて生き抜く確かな学力の育成
- (2) 豊かな人間性と健やかな体を育み、ふるさとを大切にする教育の実現
- (3) 子どもの健やかな成長を支える教育環境の充実
- (4) 学びたいときに学ぶことができる、生涯学習社会の実現

基本目標達成のための施策と展開

施策1 確かな学力を育む教育の推進

- 1 幼児教育の充実
- 2 学力向上の取り組み
- 3 特別支援教育の充実

施策2 豊かな心を育む教育の推進

- 1 豊かな心の育成
- 2 家庭・地域との連携

施策3 健やかな体を育む教育の推進

- 1 望ましい生活習慣の育成
- 2 子どもの体力向上

施策4 学びを支える教育環境の整備推進

- 1 安全・安心な学校施設の充実
- 2 小学校の規模の適正化と通学安全対策
- 3 学びのセーフティネットの構築

施策5 ふれあい豊かな生涯学習の推進

- 1 公民館での教育力の向上
- 2 生涯を通じた学びの推進
- 3 図書館機能の充実と読書活動の推進
- 4 ふるさとの歴史や自然、文化の保存・継承・活用

施策6 豊かな心を育む芸術文化活動の推進

- 1 芸術・文化活動の推進

施策7 健やかな心と体を作るスポーツ活動の推進

- 1 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- 2 競技スポーツの推進
- 3 スポーツによる活力のあるまちづくりの推進

見直し・再検討

(参考) 教育大綱の法的位置づけ

区分	根拠法令	策定主体	策定方法	範囲等
教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方公共団体の長	国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の 実情に応じ策定	地方公共団体の教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な 施策の大綱（＊必須）
教育振興基本計画	教育基本法	地方公共団体		地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本 的な計画（＊努力義務）

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

【教育基本法】

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

大綱に関する文部科学省の考え方

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知